

始良市物価高騰等対策漁業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、燃油価格の高騰により、漁業継続に大きく影響を受ける市内の漁業者を支援するため、予算の範囲内において、始良市物価高騰等対策漁業支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、始良市補助金等交付規則（平成22年始良市規則第54号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第2条 支援対象者は、市内に住所を有し、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和4年3月31日以前から引き続き、漁業を行っており、今後も漁業を継続する意思があること。
- (2) 鹿児島県知事に認可を受けた鹿児島県漁業協同組合錦海支所（以下「錦海支所」という。）の漁業権行使規則に基づいて漁業を行っていること。
- (3) 錦海支所の正組合員であって、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間に91日以上出漁していること。
- (4) 所有する動力漁船を使用して漁業を行っていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。

(支援金の額)

第3条 支援金の支給は1回限りとし、支援金の額は、1経営体につき3万円とする。

(交付の手續)

第4条 支援金の交付に関する手續については、規則第24条の規定により、規則第3条の規定による交付の申請及び規則第16条に規定する補助金等交付請求書並びに規則第6条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定等の通知を併合し、規則第13条の規定による実績報告は、省略するものとする。

(交付の申請等)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、始良市物価高騰等対策農業支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。）により、令和4年10月31日までに市長に申請するものとする。

2 前項の申請書兼請求書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 動力漁船を所有していることがわかるもの
- (3) 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの期間に出漁した日数等がわかるもの
- (4) 振込口座の通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び確定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書兼請求書が提出されたときは、その内容を審査し、決定内容を始良市物価高騰等対策漁業支援金交付決定及び確定通知書（様式第3号）又は始良市物価高騰等対策漁業支援金不交付決定通知書（様式第4号）により、交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付及び確定に際して必要な条件を付することができる。

（交付の決定の取消し及び返還）

第7条 市長は、偽りその他の不正な手段により支援金の交付決定を受けたときは、支援金の交付の決定を取り消し、期限を定めてその者から当該助成金の額の全部を返還させることができる。

2 前項の規定により支援金の返還を命じるときは、始良市物価高騰等対策漁業支援金交付決定取消し・返還通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（関係書類の保管）

第8条 支援金の交付決定を受けた者は、この支援金に係る収入及び支出の執行に係る関係帳簿を、当該事業終了後5年間保管しなければならない。

（雑則）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和4年8月2日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、同日までに行われた行為に対する第7条及び第8条の規定については、同日後もなおその効力を有する。